

常勤換算の計算方法（例）

常勤：正規/非正規雇用に関わらず、就業規則で定められている従業員の勤務時間（例：1日8時間、週40時間…等）を満たす者をいう。（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）

常勤換算方法：当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法を言う。

例：

A事業所：常勤職員が勤務すべき時間：40時間/週

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
			火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月				
管理者	常勤・兼務	八重山 花子	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	40	10.00		
サービス管理責任者	常勤・兼務	八重山 花子	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	120	30.00	1.7	
サービス管理責任者	常勤・専従	福祉 太郎	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	160	40.00		
職業指導員	常勤・専従	石垣 次郎	8	8	休	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	休	8	8	8			8	144	36.00	1.5	
職業指導員	非常勤・専従	竹富 春子	8		8			4	8		8			4	8		8			4	8		8			4	8		8			4		80
生活支援員	常勤・専従	与那国 夏子	8	8	8	休			8	8	8	8	8			8	8	休	8	8			8	8	8	8	8			8	144	36.00	1.4	
生活支援員	非常勤・専従	八重山 秋子	4	2	4	1			4		3		3		4			2			4		3		2			4	40	10.00				
生活支援員	非常勤・専従	福祉 三郎		4		4			4	3		4			5	4	3					4		4						39	9.75			

例) 生活支援員の常勤換算を試みる。

- ① 「常勤・専従」の職員については、有給休暇を取得していても、「1.0」人と考える。
(例では与那国夏子は週平均勤務時間が36時間だが、常勤専従なので1.0人)
- ② 「常勤・兼務」「非常勤・専従」「非常勤・兼務」の従業員について、それぞれ週平均の勤務時間を求める。
(例では八重山秋子が10.00時間、福祉三郎が9.75時間。)
- ③ 「常勤・兼務」「非常勤・専従」「非常勤・兼務」の従業員の週平均の勤務時間を合計する。(10.00+9.75=19.75時間)
- ④ ③の結果を常勤職員が勤務すべき1週の勤務時間(例では40時間)で割り、**小数点第二位を切り捨てる。**(19.75÷40=0.493…≒0.4人)
- ⑤ ①と④を足して、常勤換算数を出す。(1.0+0.4=1.4)